

今後の県立病院に関するアドバイザリーボード設置要綱

(目的)

第1条 県立病院の地方独立行政法人化に向けて、新たに設置する法人や今後取り組む医療提供サービスなど今後の県立病院について意見を伺うため、今後の県立病院に関するアドバイザリーボード（以下「アドバイザリーボード」という。）を設置する。

(項目)

第2条 アドバイザリーボードは、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 県立病院の地方独立行政法人化に関すること
- (2) 今後県立病院が取り組む医療提供サービスに関すること
- (3) その他病院事業管理者が必要とする項目に関すること

(組織)

第3条 アドバイザリーボードは、別表に掲げるメンバーをもって構成する。

- 2 主宰は病院事業管理者が行う。
- 3 主宰に事故あるとき又は主宰が欠けたときは、主宰があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 アドバイザリーボードは主宰が招集し、意見を聞く項目を提示し、会の進行を行う。

(会議の公開)

第5条 会議は原則公開とする。ただし、公開することが適当でないと認められる場合は、非公開とすることができます。

(事務局)

第6条 アドバイザリーボードの庶務は、病院局経営管理課において処理する。

(設置期間)

第7条 アドバイザリーボードの設置期間は、本要綱施行日から令和2年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、主宰が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年5月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月19日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	メンバー
経営に関する有識者	伊藤章子公認会計士事務所 公認会計士 伊藤 章子
	埼玉県医師会 副会長 湯澤 俊
	埼玉県看護協会 副会長 石川 治美
医療提供サービス に関する有識者	埼玉県心臓病の子どもを守る会 副会長 神永 芳子
	株式会社埼玉新聞社 代表取締役社長 関根 正昌
県立病院 立地地域代表	埼玉県寄居町長 花輪 利一郎